4　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の八の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四　法第三十六条第三項各号（第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五　役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の八に次の二項を加える。

2　法第四十一条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の九の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四　誓約書

十五　役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の九に次の二項を加える。

2　法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第六号中「含む。）」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五　誓約書

十六　役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十一に次の二項を加える。

2　法第四十一条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十二の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五　誓約書

十六　役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十二に次の二項を加える。

2　法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十三の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五　誓約書

十六　役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十三に次の二項を加える。

2　法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

第三十四条の十　削除